

京都大学福井謙一記念研究センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十七号)

京都大学福井謙一記念研究センター規程(平成十五年達示第十二号)の全部を次のように改正する。

京都大学福井謙一記念研究センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学福井謙一記念研究センター(以下「福井謙一記念研究センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 福井謙一記念研究センターは、福井謙一博士の功績を記念し、基礎化学に関する研究調査を行うことを目的とする。

(センター長)

第三条 福井謙一記念研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任されることが出来る。

4 センター長は、福井謙一記念研究センターの所務を掌理する。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。

6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第四条 福井謙一記念研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 福井謙一記念研究センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(研究部門)

第六条 福井謙一記念研究センターに、次に掲げる研究部門を置く。

総合研究部門

理論研究部門

(研究科の教育への協力)

第七条 福井謙一記念研究センターは、工学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第八条 福井謙一記念研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。
（内部組織）

第九条 この規程に定めるもののほか、福井謙一記念研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 京都大学福井謙一記念研究センター協議委員会規程（平成十五年達示第十三号）
- 二 京都大学福井謙一記念研究センター運営委員会規程（平成十五年達示第十四号）
- 三 京都大学福井謙一記念研究センター長候補者選考規程（平成十五年達示第十五号）